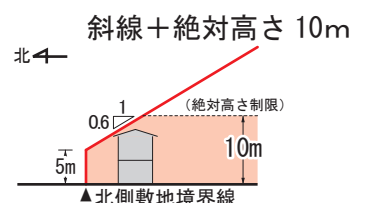
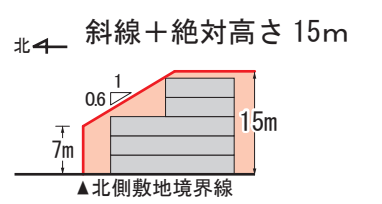
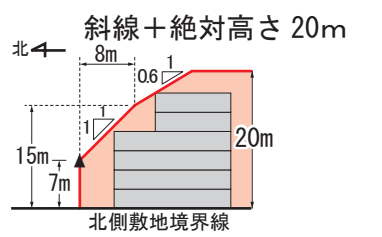
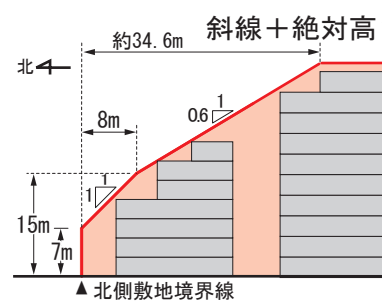
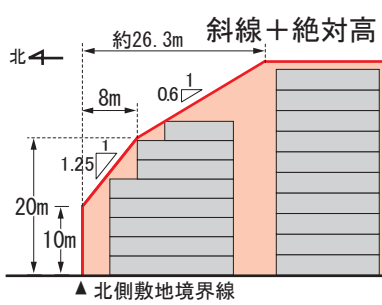
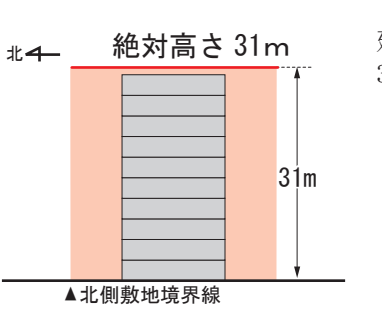
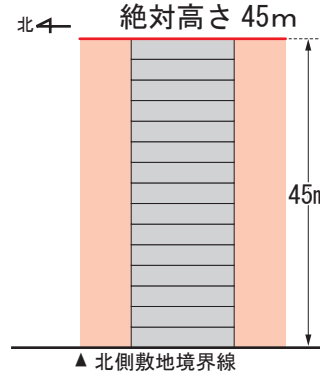
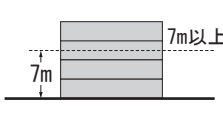


●高度地区の種類と制限内容

<p>第1種高度地区</p>		<p>建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。)は、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。</p>
<p>第2種高度地区</p>		<p>次の(1)及び(2)を満たすものとする。 (1) 建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定するものをいう。以下同じ。)は、15m以下とする。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7mを加えたもの以下とする。</p>
<p>第3種高度地区</p>		<p>次の(1)及び(2)を満たすものとする。 (1) 建築物の高さは、20m以下とする。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1を乗じて得たものに7mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8m以上の範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに15mを加えたもの以下とする。</p>
<p>第4種高度地区</p>		<p>次の(1)及び(2)を満たすものとする。 (1) 建築物の高さは、31m以下とする。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1を乗じて得たものに7mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8m以上の範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに15mを加えたもの以下とする。</p>
<p>第5種高度地区</p>		<p>次の(1)及び(2)を満たすものとする。 (1) 建築物の高さは、31m以下とする。 (2) 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8m以上の範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに20mを加えたもの以下とする。</p>
<p>第6種高度地区</p>	<p>第7種高度地区</p>	
 <p>建築物の高さは、31m以下とする。</p>	 <p>建築物の高さは、45m以下とする。</p>	
<p>第8種高度地区</p>	<p>高さの最低限度 7m</p>  <p>建築物の各部分の高さの最低限度は、7mとする。</p>	